

令和6年2月14日

会 員 各 位

近畿税理士会 和歌山支部
支部長 坂本 忠進

日税連「第7回税理士実態調査」にご協力のお願について

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本税理士会連合会（日税連）では、税理士会員及び税理士法人会員の実態を把握し、今後の税理士制度の発展に資すること、税理士事務所及び税理士法人の経営の合理化・向上に資すること、日税連及び税理士会等における会務の円滑な運営のために資することを目的として、「第7回税理士実態調査」を実施することとしております。

この実態調査の結果は、税理士業界全体の共有財産として貴重な資料となり得るものですので、多くの会員からご回答いただきたく存じます。

つきましては、業務ご多端の折柄恐縮に存じますが、本調査の趣旨をご理解いただくとともに、**回答期限である4月30日までのご回答につき、何卒ご協力くださいますようよろしくお願い申し上げます。**

なお、関連事項を下記のとおりお知らせします。

謹白

記

1. 調査票は、4月1日頃に日税連から直接、税理士会員及び税理士法人会員（従たる事務所を除く）の元に送付される予定です。
2. **インターネット上での回答が可能**です。**回答用の特設サイトは4月1日以降、日税連ホームページの会員専用ページ内に掲載**されます。

<参考> 日税連HP「第7回税理士実態調査の実施のお知らせ（予告）」

<https://www.nichizeiren.or.jp/07jittaichosa/>

(会員専用ページ ID:taxnz パスワード:taxnz) ※会員以外に公開しないでください。

特設サイトからご回答いただけますと、ご返送の手間がかからず集計費用を削減することができます。 税理士の業務におけるICT化の推進の一環としても、ぜひ特設サイトの積極的なご利用をお願い申し上げます。

3. 本調査には、別紙の通り、令和5年における業務に関する調査項目が含まれています。令和5年分確定申告に際し、その事績等をあらかじめ整理していただくと、ご回答が簡易になります。

- (別紙) (1) 第7回税理士実態調査実施のお知らせ
(2) 開業税理士用調査票（抜粋）

以上



税理士実態調査

◆実施のお知らせ◆

この実態調査は、10年毎に実施しているもので、税理士及び税理士法人の実態を把握し、税理士制度の発展に資すること等を目的に実施します。

調査の基準日・対象者

今回の調査は、令和6年1月1日を基準日とし、税理士会員及び税理士法人会員の全員を対象とします。
※税理士会員については、それぞれの登録区分に応じて調査内容が異なりますのでご注意ください。
※税理士法人会員については、主たる事務所のみ調査票を送付します。

実施時期・回答期限

調査票は、4月1日ごろに郵送します。また、回答期限は、4月30日とします。

調査方法

- ① 日税連から調査票を送付します。
- ② 税理士会員は、所要事項を記入します。
- ③ 税理士法人会員は、主たる事務所の事績等と従たる事務所の事績等を合算して記入します。
- ④ 回答は、無記名とします。
- ⑤ 記入済の調査票を同封の返信用封筒に入れて、投函（料金受取人払郵便）願います。
- ⑥ ウェブからの回答も可能です。ウェブからご回答いただけますと、ご返送の手間がかからず集計費用も削減できますので、ぜひウェブ回答の積極的なご利用をお願いします。詳しくは調査票に同封の案内又は日税連ホームページをご覧ください。

調査票の取扱い

ご提出いただいた調査票の集計及び分析は、外部の専門業者に委託して行いますが、情報漏洩等プライバシーの保護には万全の注意を払います。

調査結果の公表

調査結果は、「税理士界」及び日税連ホームページの会員専用ページに掲載して公表します。

その他

4月1日以降相当の期間が経過しても調査票が到着しない場合は、可能であれば日税連ホームページからウェブ回答いただき、紙の調査票が必要な方は、所属税理士会又は日税連にご請求ください。

【調査項目】 ※登録区分ごとに調査項目数・内容は変わります。

I 税理士(税理士法人)に関する調査

- 1 所属税理士会
- 2 年齢層・性別
- 3 税理士となった資格
- 4 資格取得前の職業
- 5 他士業資格
- 6 業務従事年数/設立年数
- 7 事務所の開業形態・経営形態
- 8 事務所の外部に対する表示
- 9 税理士法人の設立形態・社員間の関係
- 10 税理士法人の業務形態
- 11 税理士法人の定款記載業務
- 12 会計法人への関与
- 13 税務・会計ソフトベンダー
- 14 生成AIの活用状況
- 15 税理士の業務における電磁的方法の利用
- 16 クラウドサービス利用状況
- 17 セキュリティ対策
- 18 セキュリティ被害
- 19 雇用状況
- 20 内部規律及び内部管理体制
- 21 テレワーク実施状況
- 22 業務広告
- 23 海外への進出

- 24 業務連携
- 25 犯罪収益移転防止法への対応
- 26 税理士職業賠償責任保険
- 27 紛議調停
- 28 研修の受講状況
- 29 税務支援への従事状況
- 30 租税教育活動
- 31 税理士会会務への参画状況
- 32 社員税理士の税理士会会務への参画状況
- 33 所属税理士の税理士会会務への参画状況

II 税理士(税理士法人)の業務に関する調査

- 34 所属税理士の直接受任件数
- 35 関与形態別件数
- 36 書面添付件数等
- 37 法人の規模別関与件数
- 38 報酬別関与件数
- 39 税理士業務に係る収入金額/法人収入金額
- 40 総所得金額
- 41 収入金額に係る内訳/法人収入内訳
- 42 給与収入金額/平均給与
- 43 報酬算定基準
- 44 業務処理簿
- 45 税理士事務所への実態確認調査

- 46 税理士事務所への税務調査
- 47 リモートでの税務相談
- 48 電子申告等への対応
- 49 電子納税
- 50 マイナポータルの活用
- 51 税務代理権限証書の提出状況
- 52 共同代理、復代理
- 53 税務調査
- 54 リモートでの税務調査
- 55 不服申立
- 56 租税訴訟
- 57 社会保険労務士業務

III その他の業務に関する調査

- 58 公共的・公益的役職
- 59 国税審判官
- 60 NPO法人に対する経理アドバイザー
- 61 地方公共団体の外部監査
- 62 会計
- 63 会計参与
- 64 政治資金監査
- 65 経営革新等支援機関
- 66 経営助言業務
- 67 成年後見
- 68 副業

Ⅱ 税理士の業務に関する調査(30～51)

問 30. 令和5年分の関与形態別件数

関与形態(業務内容)	税目						
	所得税	法人税	相続税	贈与税	消費税	その他	
(1)記帳から決算を組み申告書を作成し税務代理まで	件	件			件	件	
(2)決算を組み申告書を作成し税務代理まで							
(3)税務書類の作成・税務代理			件	件			
(4)税務代理のみ							
(5)税務相談のみ							
(6)納税管理人							
(7)その他							
合 計							
申告種類別内訳	青 色						
	白 色						

(注1)記帳指導に留まる場合は、(2)に該当するものとする。

(注2)記帳代行には、コンピュータ処理及び問9の会計法人によるものを含める。

問 31. 令和5年中の法第33条の2に定める書面

令和5年中に書面添付制度を

1. 活用した→問31 別表①②へ

2. 活用していない

【問31 別表①】 ※「1. 活用した」に該当する場合

区分 税目	法第33条の2第1項の書面 (申告書の作成に関する計算事項等記載書面) (自ら作成した申告書に添付する書面)			
	添付件数	事前通知前の 意見聴取件数	調査省略件数 (うち修正申告件数)	調査へ移行した件数
所 得 税	件	件	件 (件)	件
法 人 税			()	
消 費 税			()	
相 続 税			()	
贈 与 税			()	
そ の 他			()	
合 計			()	

(注1)法第33条の2第1項の書面とは、財務省令(第9号様式)で定める計算事項等を記載した書面をいい、所謂「チェック・リスト」や「確認書」等を含まない。なお、令和6年4月1日以降は、「申告書の作成に関する計算事項等記載書面」に改正。

(注2)所属税理士が法第33条の2に定める書面を作成した件数を含める。

(注3)「事前通知前の意見聴取件数」は、法第35条第1項に定める意見聴取の件数とする。

(注4)「調査省略件数」は、令和4年又は令和5年に事前通知前の意見聴取が行われた事案で、令和5年中に実地調査が省略された件数とする。

【問31 別表②】 ※「1. 活用した」に該当する場合

区分 税目	法第33条の2第2項の書面 (申告書に関する審査事項等記載書面) (他人が作成した申告書に添付する書面)			
	添付件数	事前通知前の 意見聴取件数	調査省略件数 (うち修正申告件数)	調査へ移行した件数
所得税	件	件	(件)	件
法人税			()	
消費税			()	
相続税			()	
贈与税			()	
その他			()	
合計			()	

(注1)法第33条の2第2項の書面とは、財務省令(第10号様式)で定める審査事項等を記載した書面をいう。

なお、令和6年4月1日以降は、「申告書に関する審査事項等記載書面」に改正。

(注2)所属税理士が法第33条の2に定める書面を作成した件数を含める。

(注3)「事前通知前の意見聴取件数」は、法第35条第1項に定める意見聴取の件数とする。

(注4)「調査省略件数」は、令和4年又は令和5年に事前通知前の意見聴取が行われた事案で、令和5年中に実地調査が省略された件数とする。

問32. 令和5年中の法人の規模別関与件数

法人 (資本金・出資金)	法人種類別内訳						
	株式会社 (有限会社含む)	持分会社	協同・協業組合	医療法人	公益法人 (NPO法人等を含む)	その他 (学校法人・宗教法人等)	
1,000万円以下	件	件	件	件	件	件	
5,000万円以下							
1億円以下							
5億円以下							
5億円超							
出資のない法人							
合計							

問 33. 令和5年中の報酬別関与件数(経常的に関与しているものに限る)

顧問報酬(月額)	個人	法人	決算報酬(年額)	個人	法人
1万円以下	件	件	5万円以下	件	件
3万円以下			10万円以下		
5万円以下			20万円以下		
7万円以下			30万円以下		
10万円以下			50万円以下		
20万円以下			100万円以下		
30万円以下			150万円以下		
30万円超			200万円以下		
			200万円超		
合計			合計		

(注1) 顧問報酬とは、税務代理及び税務相談を包括的に受任し、毎月受ける報酬をいう。なお、記帳代行契約がある場合は、当該報酬を顧問報酬に含める。

(注2) 決算報酬とは、申告時に受ける決算書類作成報酬及び税務書類作成報酬をいう。

(注3) 顧問報酬に決算報酬を含めている場合には、各々按分して記入する。

(注4) 消費税及び地方消費税抜き金額とする。

問 34. 令和5年における税理士の業務に係る収入金額

<input type="checkbox"/> 1. 500万円以下	<input type="checkbox"/> 2. 1,000万円以下	<input type="checkbox"/> 3. 2,000万円以下
<input type="checkbox"/> 4. 3,000万円以下	<input type="checkbox"/> 5. 4,000万円以下	<input type="checkbox"/> 6. 5,000万円以下
<input type="checkbox"/> 7. 7,000万円以下	<input type="checkbox"/> 8. 1億円以下	<input type="checkbox"/> 9. 2億円以下
<input type="checkbox"/> 10. 3億円以下	<input type="checkbox"/> 11. 5億円以下	<input type="checkbox"/> 12. 5億円超

(注1) 問9の会計法人による収入と税理士報酬を分けて契約している場合は合計金額とする。

(注2) 消費税及び地方消費税抜き金額とする。

問 35. 令和5年における総所得金額

<input type="checkbox"/> 1. 300万円以下	<input type="checkbox"/> 2. 500万円以下	<input type="checkbox"/> 3. 700万円以下
<input type="checkbox"/> 4. 1,000万円以下	<input type="checkbox"/> 5. 1,500万円以下	<input type="checkbox"/> 6. 2,000万円以下
<input type="checkbox"/> 7. 3,000万円以下	<input type="checkbox"/> 8. 5,000万円以下	<input type="checkbox"/> 9. 1億円以下
<input type="checkbox"/> 10. 1億円超		

(注) 満期保険金等臨時的な所得を除く。

問 36. 令和5年における収入金額に係る内訳

区 分	割 合
(1) 税理士の業務(会計業務を含む)による収入	%
(2) その他の資格業務による収入	%
(3) 給与収入	%
(4) 不動産収入	%
(5) その他の収入	%
合計	100 %

(注) 満期保険金等臨時的な収入を除く。

問 41. リモートでの税務相談

ウェブ会議システムを利用したリモートでの税務相談をしたことが <input type="checkbox"/> 1. ある <input type="checkbox"/> 2. ない (注)本問におけるリモートでの税務相談とは、ウェブ会議システムを利用した税務相談をいい、電話・ファックス・書面による税務相談を含まないこととする。	
※「1. ある」に該当する場合	リモート税務相談の導入目的【複数回答可】 <input type="checkbox"/> 1. 新型コロナウイルス等の感染症への対応 <input type="checkbox"/> 2. 業務の効率性の向上 <input type="checkbox"/> 3. その他 ()

問 42. 令和5年における電子申告への対応

(1)電子証明書	<input type="checkbox"/> 1. 取得している <input type="checkbox"/> 2. 取得していない
	※「1. 取得している」に該当する場合、取得した電子証明書は【複数回答可】 <input type="checkbox"/> 1. 日税連発行の電子証明書 <input type="checkbox"/> 2. 公的個人認証サービスによる電子証明書 <input type="checkbox"/> 3. その他 ()
	※「2. 公的個人認証サービスによる電子証明書」又は「3. その他」に該当する場合、それを取得している理由【複数回答可】 <input type="checkbox"/> 1. 日税連の電子証明書は発行に時間がかかるため <input type="checkbox"/> 2. 電子申告以外の用途にも使えるため <input type="checkbox"/> 3. その他 ()
(2)所属税理士の電子証明書取得	<input type="checkbox"/> 1. 積極的に勧奨している <input type="checkbox"/> 2. 希望すれば認めている <input type="checkbox"/> 3. 認めていない
	※「3. 認めていない」に該当する場合、その理由【複数回答可】 <input type="checkbox"/> 1. 所属税理士には電子申告させない方針 <input type="checkbox"/> 2. その他 ()
(3)e-Tax (国税電子申告)による申告	<input type="checkbox"/> 1. 行った→① <input type="checkbox"/> 2. 近い将来行う予定 <input type="checkbox"/> 3. 行う予定はない→②
	※「1. 行った」に該当する場合 ①国税に係る申告件数全体におけるe-Taxによる申告の割合は <input type="checkbox"/> 1. 20%以下 <input type="checkbox"/> 2. 50%以下 <input type="checkbox"/> 3. 80%以下 <input type="checkbox"/> 4. 80%超
	※「3. 行う予定はない」に該当する場合 ②行わない理由は【複数回答可】 <input type="checkbox"/> 1. 電子申告を行うメリットがない <input type="checkbox"/> 2. 設備を整えていない <input type="checkbox"/> 3. 国税庁の対応が不十分・不安 <input type="checkbox"/> 4. 知識が不足している <input type="checkbox"/> 5. その他 ()
(4)eLTAX (地方税電子申告)による申告	<input type="checkbox"/> 1. 行った→① <input type="checkbox"/> 2. 近い将来行う予定 <input type="checkbox"/> 3. 行う予定はない→②
	※「1. 行った」に該当する場合 ①地方税に係る申告件数全体におけるeLTAXによる申告の割合(未対応自治体分を除く)は <input type="checkbox"/> 1. 20%以下 <input type="checkbox"/> 2. 50%以下 <input type="checkbox"/> 3. 80%以下 <input type="checkbox"/> 4. 80%超

	<p>※「3. 行う予定はない」に該当する場合</p> <p>②行わない理由は【複数回答可】</p> <p><input type="checkbox"/>1. 電子申告を行うメリットがない</p> <p><input type="checkbox"/>2. 設備を整えていない</p> <p><input type="checkbox"/>3. 自治体の対応が不十分・不安</p> <p><input type="checkbox"/>4. 知識が不足している</p> <p><input type="checkbox"/>5. その他()</p>
--	--

問 43. 令和5年における関与先の電子納税への対応

令和5年中関与先の電子納税を	
<input type="checkbox"/> 1. 行った →(1)(2)へ <input type="checkbox"/> 2. 近い将来行う予定 <input type="checkbox"/> 3. 行う予定はない	
※「1. 行った」に該当する場合	(1)電子納税の方法【複数回答可】
	<input type="checkbox"/> 1. ダイレクト納付（国税） <input type="checkbox"/> 2. ダイレクト納付（地方税） <input type="checkbox"/> 3. インターネットバンキング <input type="checkbox"/> 4. クレジットカード納付 <input type="checkbox"/> 5. スマートフォンアプリ納付 <input type="checkbox"/> 6. コンビニ納付（QRコード）
	(2)申告件数全体における電子納税の割合は
	<input type="checkbox"/> 1. 20%以下 <input type="checkbox"/> 2. 50%以下 <input type="checkbox"/> 3. 80%以下 <input type="checkbox"/> 4. 80%超

問 44. 令和5年におけるマイナポータルを活用

納税者に係る情報を取得するためにマイナポータルを	
<input type="checkbox"/> 1. 活用した →(1)へ <input type="checkbox"/> 2. 活用していない →(2)へ	
※「1. 活用した」に該当する場合	(1)活用の目的【複数回答可】
	<input type="checkbox"/> 1. 年末調整手続 <input type="checkbox"/> 2. 所得税確定申告手続 <input type="checkbox"/> 3. その他()
※「2. 活用していない」に該当する場合	(2)活用しない理由【複数回答可】
	<input type="checkbox"/> 1. 納税者が希望していない <input type="checkbox"/> 2. マイナポータルを活用するメリットがない <input type="checkbox"/> 3. 納税者又は税理士がマイナポータルに登録していない <input type="checkbox"/> 4. マイナポータルの利用方法がわからない <input type="checkbox"/> 5. その他()

問 45. 令和5年における税目別の税務代理権限証書の提出状況

(1) 法人税	<input type="checkbox"/> 1. 提出している	<input type="checkbox"/> 2. 一部提出している	<input type="checkbox"/> 3. 提出していない
(2) 所得税	<input type="checkbox"/> 1. 提出している	<input type="checkbox"/> 2. 一部提出している	<input type="checkbox"/> 3. 提出していない
(3) 消費税	<input type="checkbox"/> 1. 提出している	<input type="checkbox"/> 2. 一部提出している	<input type="checkbox"/> 3. 提出していない
(4) 相続税	<input type="checkbox"/> 1. 提出している	<input type="checkbox"/> 2. 一部提出している	<input type="checkbox"/> 3. 提出していない
(5) 贈与税	<input type="checkbox"/> 1. 提出している	<input type="checkbox"/> 2. 一部提出している	<input type="checkbox"/> 3. 提出していない
(6) 源泉所得税	<input type="checkbox"/> 1. 提出している	<input type="checkbox"/> 2. 一部提出している	<input type="checkbox"/> 3. 提出していない
(7) 地方税	<input type="checkbox"/> 1. 提出している	<input type="checkbox"/> 2. 一部提出している	<input type="checkbox"/> 3. 提出していない

※いずれかが、「2. 一部提出している」又は「3. 提出していない」に該当する場合

提出しない理由	<input type="checkbox"/> 1. 法定義務と知らなかった <input type="checkbox"/> 2. 作成が煩雑なため <input type="checkbox"/> 3. その他()
---------	--

問 46. 令和5年における共同代理又は復代理による税務代理について

(1)税務代理について、他の開業税理士又は税理士法人と共同して関与した件数	件
(2)税務代理について、復代理人として関与した件数	件

問 47. 令和5年における関与先への税務調査

(1)調査件数

件	うち、事前通知のなかった件数	件
	事前通知のうち、納税者より先に税理士に対してなされた件数	件

(2)国税通則法の改正により法定化された事前通知事項（日時、場所、目的、税目、期間、帳簿書類その他の物件等）

① 納税者にのみ通知された件数	件
② 納税者及び税理士双方に通知された件数	件
③ 納税者の了解のもと、税理士にのみ通知された件数	件

(3)増額更正期間の延長に伴い、3年を超える期間を対象に税務調査が行われた件数

件

(4)更正の請求期間の延長に伴い、1年を超える期間に係る更正の請求（更正の申出）を行った件数

所得税（ 件）	相続税（ 件）	法人税（ 件）	消費税（ 件）
---------	---------	---------	---------

(5)調査の顛末別件数

申告是認		修正申告	更正処分	合計
是認通知あり	是認通知なし			
件	件	件	件	件

(注1)是認通知とは、「更正又は決定をすべきと認められない場合の通知（国税通則法第74の11）」をいう。

(注2)修正申告には、一部是認・一部修正されたものを含む。

(6)税務調査の結果、誤りがあると認められた場合の「調査結果内容の説明」や「修正申告又は期限後申告の勧奨」について

① 納税者にのみ説明、勧奨が行われた	件
② 納税者の了解のもと、税理士にのみ説明、勧奨が行われた	件
③ 納税者及び税理士双方に説明、勧奨が行われた	件

問 48. リモートでの税務調査

令和5年中ウェブ会議システムを利用したリモートでの税務調査に立ち会ったことが □1. ある □2. ない	
※「1. ある」に該当する場合	リモート税務調査の立会い場所【複数回答可】 □1. 税理士事務所(件) □2. 顧問先企業(件) □3. その他()(件)

問 49. 不服申立て

	過去の経験（令和4年まで）	令和5年中
国税の不服申立ての代理をしたことが	<input type="checkbox"/> 1. ある（ 件）→(1)(2)へ <input type="checkbox"/> 2. ない	<input type="checkbox"/> 1. ある（ 件）→(1)(2)へ <input type="checkbox"/> 2. ない

※「1. ある」に該当する場合、件数の内訳

	過去の経験（令和4年まで）	令和5年中
(1). 再調査請求 (異議申立てを含む。)	件	件
	うち、原処分の全部又は一部の取消件数 (件)	うち、原処分の全部又は一部の取消件数 (件)
	未処理件数 (件)	未処理件数 (件)
(2). 審査請求	件	件
	うち、原処分の全部又は一部の取消件数 (件)	うち、原処分の全部又は一部の取消件数 (件)
	未処理件数 (件)	未処理件数 (件)

問 50. 租税訴訟

(1) 租税訴訟の補佐人に就任したことが

過去の経験（令和4年まで）	令和5年中
<input type="checkbox"/> 1. ある（ 件）→①②へ <input type="checkbox"/> 2. ない	<input type="checkbox"/> 1. ある（ 件）→①②へ <input type="checkbox"/> 2. ない

※「1. ある」に該当する場合、件数の内訳

①就任の経緯

	過去の経験（令和4年まで）	令和5年中
i 税務申告時から関与	件	件
ii 不服申立て時から関与	件	件
iii 補佐人としてのみ関与	件	件

②訴訟の種類

	過去の経験（令和4年まで）	令和5年中
i 課税処分取消請求訴訟	件	件
	うち、納税者勝訴（一部勝訴含む） (件)	うち、納税者勝訴（一部勝訴含む） (件)
ii 課税処分無効確認訴訟	件	件
	うち、納税者勝訴（一部勝訴含む） (件)	うち、納税者勝訴（一部勝訴含む） (件)
iii 損害賠償請求訴訟	件	件
	うち、納税者勝訴（一部勝訴含む） (件)	うち、納税者勝訴（一部勝訴含む） (件)

(2) 税務代理の委嘱を受けた事案が訴訟に発展したが、補佐人に就任しなかった場合、その理由【複数回答可】

過去の経験（令和4年まで）	令和5年中
<input type="checkbox"/> 1. 他の税理士が就任した <input type="checkbox"/> 2. 顧客からの要請がなかった <input type="checkbox"/> 3. 報酬面で折り合わなかった <input type="checkbox"/> 4. 代理人となった弁護士が拒否した <input type="checkbox"/> 5. その他〔 〕	<input type="checkbox"/> 1. 他の税理士が就任した <input type="checkbox"/> 2. 顧客からの要請がなかった <input type="checkbox"/> 3. 報酬面で折り合わなかった <input type="checkbox"/> 4. 代理人となった弁護士が拒否した <input type="checkbox"/> 5. その他〔 〕

問 51. 社会保険労務士業務

- 1. 税理士業務に付随して行っている
- 2. 社会保険労務士の登録をして、独立の業務として行っている
- 3. 行っていない

(注)「1」は、社会保険労務士の資格を持たないで、社会保険労務士法第 27 条但書及び同法施行令第 2 条第 2号の規定により、税理士業務に付随して社会保険労務士業務を行う場合をいう。